



平成29年3月20日

## 「平成29年度年金額」

総務省から1月27日、「平成28年平均の全国消費者物価指数」(生鮮食品を含む総合指数)が公表され、対前年比0.1%の下落となりました。これを踏まえ、平成29年度の年金額は、法律の規定により、平成28年度から**0.1%の引下げ**となりました。

★年金額の改定については、法律上、物価変動率、名目手取り賃金変動率がともにマイナスで、名目手取り賃金変動率が物価変動率を下回る場合、年金を受給し始める際の年金額(新規裁定年金)、受給中の年金額(既裁定年金)ともに、物価変動率によって改定することとされています。このため、平成29年度の年金額は、新規裁定年金、既裁定年金ともに、物価変動率(▲0.1%)によって改定されます。

★ 平成29年度の新規裁定者(67歳以下の人)の年金額例 ★

 	平成28年度(月額)	平成29年度(月額)
国民年金 (老齢基礎年金(満額):1人分)	65,008円	<b>64,941円</b> (▲67円)
厚生年金 (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	221,504円	<b>221,277円</b> (▲227円)

なお、

- ★平成29年度の国民年金保険料額は(月額) **16,490円** (平成28年度から230円の引上げ)
- ★平成30年度の国民年金保険料額は(月額) **16,340円** (平成29年度から150円の引下げ)




★物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当についても、**0.1%の引下げ**となります。

  	平成28年度(月額)	平成29年度(月額)	
母子家庭・父子家庭 などに対する給付	児童扶養手当 子1人、全部支給の場合	42,330円	42,290円
障害者など に対する給付	特別障害給付金	(1級) 51,450円 (2級) 41,160円	(1級) 51,400円 (2級) 41,120円
	特別児童扶養手当	(1級) 51,500円 (2級) 34,300円	(1級) 51,450円 (2級) 34,270円
	特別障害者手当	26,830円	26,810円
	障害児福祉手当	14,600円	14,580円
原子爆弾被爆者 に対する給付	健康管理手当	34,300円	34,270円

★在職老齢年金の支給停止調整変更額の改定

平成29年度の在職老齢年金に関して、60歳前半(60歳~64歳)の支給停止調整変更額と、60歳後半(65歳~69歳)と70歳以降の支給停止調整額については、法律に基づき以下のとおり**46万円**に改定されます。

なお、60歳前半の支給停止調整開始額(28万円)については変更ありません。

  	平成28年度	平成29年度
60歳前半(60歳~64歳)の支給停止調整開始額	28万円	28万円
60歳前半(60歳~64歳)の支給停止調整変更額	47万円	<b>46万円</b>
60歳後半(65歳~69歳)と70歳以降の支給停止調整額	47万円	<b>46万円</b>